

改訂後	現行
<p>2. 論文は以下の条件を遵守すること。</p> <p>1) ヒトを対象とした<u>生命科学・医学系研究</u>は、ヘルシンキ宣言（1964年承認、2013年修正）の精神に則るとともに、<u>国の定める最新の倫理指針等</u>に従い実施されていること。原則として計画段階において、臨床試験登録公開制度システム（UMIN-CTR等）に登録したものであって、「臨床試験のための統計的原則」（平成10年11月30日 医薬審第1047号）に沿っているものであることを本文中に記載すること。</p> <p>2) 略</p> <p>3) 動物を対象とした研究にあつては、<u>国の定める最新の実験動物の利用及び管理の基準等</u>を遵守していること。</p>	<p>2. 論文は以下の条件を遵守すること。</p> <p>1) ヒトを対象とした研究は、ヘルシンキ宣言（1964年承認、2013年修正）の精神に則るとともに、「<u>人を対象とする医学系研究に関する倫理指針</u>」（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号、平成29年2月28日一部改正）等の<u>倫理的指針</u>に従い実施されていること。原則として計画段階において、臨床試験登録公開制度システム（UMIN-CTR等）に登録したものであって、「臨床試験のための統計的原則」（平成10年11月30日 医薬審第1047号）に沿っているものであることを本文中に記載すること。</p> <p>2) 略</p> <p>3) 動物を対象とした研究にあつては、「<u>実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準</u>」（平成18年環境省告示第88号、最終改正：平成25年環境省告示第84号）等を遵守していること。</p>

以上